

バイオマスマーク事業実施細則

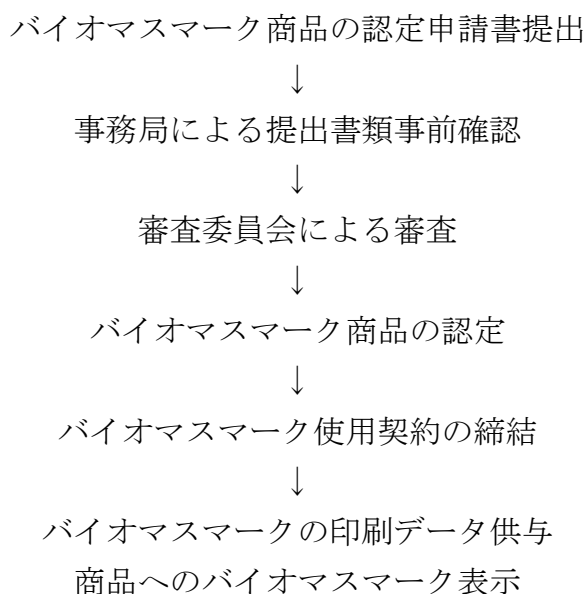
一般社団法人日本有機資源協会
2019（令和元）年9月1日改定
2014（平成26）年4月1日改定
2012（平成24）年4月1日改定
2006（平成18）年8月1日施行
2006（平成18）年6月28日制定

第1 目的

この細則は「バイオマスマーク事業実施要領」（以下、「要領」といいます。）に基づき、事業実施の細部にわたる諸規程を定めるとともに、バイオマスマーク商品の認定を受けようとする事業者の、申請に当たって必要となる事項を定めるものです。

第2 バイオマスマーク商品の認定手続

バイオマスマーク商品の申請から認定までの手続きの概略は以下のとおりです。



第3 申請者

- 1 バイオマスマーク商品の認定申請者は、要領第3から第5に規定する商品を扱う事業者とします。
- 2 特別仕様品であって自ら使用または無償で配布する商品については、当該者が申請してください。

- 3 製造及び委託発注等に関わらない事業者や輸入取扱事業者（外国企業の支店、代理店等を含む）が申請する場合は、当該申請を行うことの承諾書を製造事業者から得てください。（後述「第4 2（4）」）
- 4 外国企業は日本国内に登録された支店または代理店からの申請とします。

第4 申請書類

1 バイオマスマーク商品認定申請書等

申請者は、別に定める「認定審査の留意事項」を参照し、所定の様式1～4の認定申請書と、下記2で定める添付資料を申請1件ごとに提出してください。

また、同一成分で同一目的に使用する場合は、寸法違いやデザイン違いのものはまとめて1件として申請できますが、表示するバイオマス度が異なるものはそれぞれ1件ごとの申請による認定番号取得が必要です。

なお、バイオマスマーク認定商品を複数併用して商品を構成する場合は、別添2の「バイオマスマーク認定商品の複数併用に係る手引」により運用いたします。

2 添付書類

添付書類として次の書類を提出してください。

(1) 構成原料ごとの性状や安全性、取扱いに関する資料

例：安全データシート（化審法番号記載のSDSまたはMSDS）

(2) 特別な機能を表示する場合は、その機能を証明する資料

例：・生分解性を表示する場合は、日本バイオプラスチック協会における「グリーンプラ」識別表示制度の認定書の写しまたは第三者機関の生分解性試験成績書

・抗菌性や防炎機能の証明書 等

(3) 品質及び安全性が、関連する法規、基準、規格等に合致していることを証明する資料。

特に食品の容器包装用に使用するものは

① 昭和34年厚生省告示第370号該当の合成樹脂の材質試験と溶出試験の成績書の写し等を添付してください。

② 古紙を使用する場合は、蛍光物質を更に追加していないことの証明書と、蛍光物質試験成績書の写し

を添付してください。

他の例：① 安全性に関する書類

・ポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書の写し、

- ・塩ビ食品衛生協議会の確認証明書の写し
- ・塩化ビニリデン衛生協議会の確認証明書の写し 等
- ② 各業界団体の基準に合致していることを証明する書類
 - ・S Tマーク 等

(4) 自社製品以外の商品を申請する場合は、当該者の申請承諾書等（様式は自由です）

(5) 申請商品の概観が分かるカラー写真（様式1の所定位置に添付）

(6) その他認定申請書の記載内容を補足説明するために必要な資料（他の機関の認定を受けている場合は、その認定書の写し等）

3 費用

上記添付書類として必要な第三者機関の試験等に要する費用は申請者が負担するものとします。

第5 バイオマスマーク商品認定審査料

申請者は、下記に定めるバイオマスマーク商品認定審査料を、事前に指定の口座に納付してください。納付された料金は原則として返却しません（以下、他の料金も同じです）。

認定審査料は次のとおりです。

名 称	料金（消費税8%込み）
バイオマスマーク商品認定審査料	21,600円/件

（注）消費税10%時は、22,000円となります。

振込先は次のとおりです（以下、他の料金も同じ）。

口座名義	一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業
銀行名	三井住友銀行 日本橋東支店
普通預金	口座番号 7548385

（注）振込手数料は申請者負担とします（他の料金も同じ）。

第6 申請書類の提出

申請者は、認定審査料の納付を証する振込明細書の写し等を申請書類に添付し下記へ郵送または持参してください。

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館401号室 一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事務局 TEL 03-3297-5618 FAX 03-3297-5619
--

第7 認定審査

- 1 認定申請があった商品について、事務局は提出書類の事前確認を行います。
- 2 事務局による事前確認を経た申請は審査委員会により、バイオマスマーク商品としての認定の可否を審査します。
- 3 事務局は、認定審査上必要がある場合には、申請者に追加資料の提出を求めることがあります。追加資料の提出を求めてから3ヶ月以上経過しても提出が無い場合は、審査の継続が困難であると判断し、申込みを取り消すことがあります。その場合、納付された認定審査料は返却しません。

第8 審査結果の通知

認定審査の結果は、事務局から申請者に通知します。

第9 バイオマスマーク使用料

認定通知を受けた申請者は、下記に定める「バイオマスマーク使用料」を、事務局の請求に基づき1ヶ月以内に指定口座に納付してください。

バイオマスマーク使用料は次のとおりです。

名 称	料金（2年分。消費税8%込み）
バイオマスマーク使用料	129,600円/件

（注1）消費税10%時は、132,000円となります。

（注2）契約期間が1年間の場合は上記金額の1/2とします。

第10 バイオマスマークの使用

- 1 事務局は「バイオマスマーク使用料」の納入を確認後、「バイオマスマーク使用契約書」を2通送付します。申請者は所要事項を記入の上、押印と割印をして、1通を1ヶ月以内に返送してください。
- 2 申請者は、認定を受けたバイオマスマーク商品に限りバイオマスマークを使用できます。また、バイオマスマークの印刷データは、事務局がバイオマスマーク認定事業者（以下、「認定事業者」といいます。）に提供します。
なお、バイオマスマークの使用方法は、別添1の「バイオマスマーク使用の手引」（以下、「手引」といいます。）によります。
- 3 認定事業者は、その商品の広告・宣伝に当たっては可能な範囲でバイオマスマークの趣旨等を紹介し、バイオマスの有効利用に係る消費者の理解を得るよう努めてください。
- 4 商品あるいはパンフレット等にバイオマスマークを表示する時は、事前に原稿を事務局に提示して了解を得てください。

- 5 バイオマスマークの使用期間は、バイオマスマーク使用契約の締結日から起算して2年間とします。なお、バイオマスマークを表示した商品の市場への投入は、契約締結日以降とします。
- 6 商品サイクルの短い商品等で、契約期間を1年に希望する認定事業者はあらかじめ所定の様式1に記入の上、申請してください。
- 7 同一事業者が保持する認定件数が10件を超える場合、超過件数に係るバイオマスマーク使用料は半額とします。
- 8 事務局はバイオマスマーク商品の登録・管理を行うとともに、展示会やセミナー等を活用してバイオマスマーク商品の広報・普及に努めます。

第11 バイオマス度

- 1 商品に占めるバイオマスの比率を「バイオマス度」といいます。
「バイオマス度」は、商品の乾燥重量に対する使用したバイオマスの乾燥重量の割合とします。
- 2 バイオマスマーク認定商品のバイオマス度は、認定申請書により認可されたバイオマス度を基に、手引の第5に従った数値を当協会のホームページに公開します。
- 3 バイオマスマーク認定事業者は、「手引」の第5に従ってバイオマス認定商品に、認定番号と認定されたバイオマス度入りのバイオマスマークを表示することとします。
- 4 バイオマス度表示に関して、以下の特例を設けます。
異なるバイオマス度の「バイオマスマーク認定商品」を複数併用する商品として申請したものを認定した場合は、バイオマス度を入れないバイオマスマークの表示ができます。(別添2を参照願います)

第12 バイオマスマークの使用期間の更新

- 1 バイオマスマークの使用期間(原則2年間)が満了となる商品のバイオマスマーク使用契約は、自動的に更新することとします。
- 2 バイオマスマークの使用期間の更新をしない認定事業者は、その旨を様式5(終了届)により契約期間満了日までに事務局へ届けてください。
- 3 様式5の提出は契約期間満了日の3ヶ月前から行うことができます。
- 4 バイオマスマークの使用期間が自動的に更新となる認定事業者には、契約期間満了日の1か月前を目途に事務局よりバイオマスマーク使用更新料と新たな期間(原則2年間)のバイオマスマーク使用料の請求書をお届けいたしますので、納付してください。

バイオスマーク使用更新料は次のとおりです。

名 称	料金（2年分。消費税8%込み）
バイオスマーク使用更新料	5,400円/件
バイオスマーク使用料	129,600円/件

（注1）消費税10%時は、更新料は5,500円、バイオスマーク使用料は132,000円となります。

（注2）契約期間が1年間の場合、バイオスマーク使用料は上記金額の1/2とします。（更新料は5,500円です）

第13 バイオスマークに係る認定事項の変更

認定事業者は、バイオスマーク商品の認定後、申請書類の内容について変更や追加が生じた場合は、その内容を所定の様式6及び様式3と様式4を事務局へ提出し、承認を受けてください。

第14 契約者及び担当者等の変更

認定事業者の住所や担当者等の変更が生じた場合は、その内容を所定の様式7、契約者に変更が生じた場合は様式8を事務局へ提出してください。

第15 バイオスマーク使用契約の解約

認定事業者は、バイオスマーク使用契約期間中に解約を希望する場合は、所定の様式9により事務局に申し出ることができます。その場合、納付された料金は返却しません。

第16 認定の取り消し

バイオスマーク認定商品について、次の1～5に記載する事項が判明した場合には、認定を取り消すことがあります。その場合、納付された各料金は返却しません。

- 1 申請者がバイオスマーク商品認定申請書に虚偽の記載をした場合
- 2 バイオスマーク認定商品について、関係法令等に定める諸規程に違反があった場合
- 3 認定通知を受け取ってから正当な理由なく、1ヶ月以内にバイオスマーク使用契約を締結しなかった場合
- 4 「バイオスマーク使用契約書」に違反した場合
- 5 その他、バイオスマーク事業の適正な運営に支障があると判断した場合

申請書類

- 様式 1 バイオマスマーク商品認定申請書
- 様式 2 バイオマスマーク商品認定申請者情報登録書
- 様式 3 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表
- 様式 4 バイオマス度計算書
- 様式 5 バイオマスマーク使用終了届
- 様式 6 バイオマスマーク認定商品（変更・追加）申請書
- 様式 7 バイオマスマーク使用契約者変更届 A
- 様式 8 バイオマスマーク使用契約者変更届 B
- 様式 9 バイオマスマーク使用契約の解約届
- 様式 10 バイオマスマーク認定商品複数併用の認定申請書（使用契約書者）
- 様式 11 バイオマスマーク認定商品複数併用の認定申請書（利用者）

添付書類

- 別添 1 バイオマスマーク使用の手引
- 別添 2 バイオマスマーク認定商品の複数併用に係る手引